

霧島市条例第 27 号

令和 2 年 10 月 2 日

霧島市火葬場の設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例をここに公布する。

霧島市長 中重 真一

霧島市火葬場の設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例

第 1 条 霧島市火葬場の設置及び管理に関する条例（平成 17 年条例第 179 号）の一部を次のように改正する。

別表中

「

区分		1 体につき	
		市内に住所を有する者	左記以外の者
火葬料	大人（13 歳以上）	5,000 円	40,000 円
	小人（13 歳未満）	3,000 円	20,000 円
	死産児・改葬遺骨	1,500 円	13,000 円
	人体の一部及び産汚物	1,500 円	13,000 円

を

」

「

区分		死亡者の死亡時における住所が本市にあった場合（死産児の場合はその母の住所が、改葬遺骨及び産汚物類の場合は使用者の住所が本市にあるとき）	左記以外の場合
火葬料	大人（13 歳以上） 1 体につき	8,000 円	45,000 円

に

小人（13歳未満） 1体につき	5,000円	27,000円
死産児1胎につき	2,000円	15,000円
改葬遺骨1棺につ き	1,500円	13,000円
人体の一部及び産 汚物1包につき	2,000円	15,000円

」

改める。

第2条 霧島市火葬場の設置及び管理に関する条例の一部を次のように改正する。

別表火葬料の部中「8,000円」を「10,000円」に、「45,000円」を「50,000円」に、「5,000円」を「6,000円」に、「27,000円」を「34,000円」に、「2,000円」を「3,000円」に、「15,000円」を「17,000円」に改める。

附 則

この条例中第1条の規定は令和3年4月1日から、第2条の規定は令和4年4月1日から施行する。